

医薬品安全管理責任者殿

一般社団法人 日本病院薬剤師会  
会長 木平 健治  
医療安全対策委員会  
委員長 土屋 文人

## サリドマイド、レナリドミド及びポマリドミド製剤の調剤・供給上の留意点について

今般、レナリドミド製剤が異なる患者に投与された事例が発生したことから、厚生労働省医政局総務課長及び医薬・生活衛生局安全対策課長による通知「サリドマイド、レナリドミド及びポマリドミド製剤の院内処方薬の取扱いについて（医療機関への注意喚起及び周知徹底依頼）」が発出されました。

ご承知のようにサリドマイド、レナリドミド及びポマリドミド製剤は調剤する際に特別の体制をとることが求められております。しかしながら、過去において3件の患者違いの事例が発生しており、セルジーン社から「レブラミド（一般名:レナリドミド水和物）カプセルに関する誤投与防止の対応ご確認のお願い（[revmate-japan.jp/ver5/professional/pdf/news\\_rev\\_20140530.pdf](http://revmate-japan.jp/ver5/professional/pdf/news_rev_20140530.pdf)）」が平成 26 年 4 月に出されており、そこには「入院患者でのレブラミドの薬剤管理についての留意点」が記載されております。

しかしながら、今回新たに事故が発生したことから、日本病院薬剤師会医療安全対策委員会としては改めて調剤時、病棟への供給時、薬剤交付（配薬）時及び服薬確認に関する留意点を発出することと致しました。医療機関によって対応方法は異なるかと思いますが、ここに例として示された対応策を参考に、この種の医薬品を取り扱っている医療機関においては、今一度業務手順を確立し、手順書を見直す等、事故防止にご留意下さい。

### 【調剤時】

- ・他の薬剤と一包化することを避ける
- ・この種の薬剤は1薬品1薬袋とし、薬袋に取扱上の注意を表記する
- ・レブメイトキットあるいはレブラミドの専用容器を作成して病棟に払い出す

### 【病棟への供給時】

- ・投与患者がいる病棟については、責任薬剤師等が病棟スタッフに「特殊な管理が必要な薬剤である」ことの周知徹底を行った上で供給する
- ・病棟スタッフが特殊な管理が必要であることを容易に認識できるような形で供給する
- ・特殊な管理を必要とする薬剤を服用する場合の配薬方法を検討する
- ・病棟に薬剤師が存在する場合には、その薬剤師が管理を行う
- ・当該医薬品を使用する患者が入院している病棟に責任薬剤師あるいは責任看護師を定め管理する
- ・患者自身による服薬管理が可能な場合には、患者・看護師・薬剤師が連携の下、厳重な管理を行う

#### 【薬剤交付（配薬）時】

- ・ 本剤に関しては RevMate 責任薬剤師が患者に交付を行う
- ・ 患者に交付を行う担当者を定め、担当者が交付（配薬）を行う
- ・ 薬剤交付と服薬確認方法についてのルールを定める

#### 【服薬確認】

- ・ 病棟薬剤師が存在する場合には当該薬剤師が服薬確認を行う
- ・ 病棟薬剤師が存在しない場合には、RevMate 責任薬剤師が服薬確認を行う
- ・ 服薬確認を行う薬剤師を定め当該薬剤師が確認を行う
- ・ 病棟薬剤師または責任薬剤師が当該病棟の責任看護師と連携して服薬確認を行う